

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年12月8日（平成29年（行情）諮問第481号）

答申日：平成30年5月10日（平成30年度（行情）答申第40号）

事件名：特定年度に自殺防止のために実施した施策及びその効果が記載されている文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「H27年度 自殺防止のために実施した施策及びその効果が記載されている文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月22日付け27受文科初第4385号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

通知の開示請求をしていない（文書の特定に誤りがある。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は、「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について（通知）」（文書1）及び「児童生徒及び学生の自殺予防について（通知）」（文書2）である。

本件対象文書につき、法9条1項の規定に基づきその一部を開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 本件対象文書の不存在について

行政文書開示請求書の「1. 請求する行政文書の名称等」においては「H27年度 自殺防止のために実施した施策及びその効果が記載されている文書」（本件請求文書）と記載されている。

文部科学省としては、「H27年度 自殺防止のために実施した施策及びその効果が記載されている文書」とは、文部科学省が、平成27年度に、児童生徒の自殺防止のために実施した取組について記載した文書を意味すると考え、開示文書を特定したところである。

開示文書である平成27年8月4日付け「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について（通知）」は「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（文部科学省作成）を改めて各学校で適切に活用し研修等を行うよう周知徹底したものである。また、平成28年2月29日付け「児童生徒及び学生の自殺予防について（通知）」は、18歳以下の自殺が長期休業明けに急増する傾向を踏まえ、各都道府県・指定都市自殺対策主管部、地域及び家庭と連携し児童生徒への見守りを強化し、長期休業前に「24時間子供SOSダイヤル」等の電話相談窓口を周知したりするなどの取組について周知したものである。これらは、文部科学省が、平成27年度に、児童生徒の自殺防止のために実施した取組について記載した文書に当たる。

したがって、「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について（通知）」（文書1）及び「児童生徒及び学生の自殺予防について（通知）」（文書2）は、審査請求人の請求する行政文書に該当する。さらに、念のため確認したところ、これらの文書の外に本件対象文書の内容に係る文書は存在しなかった。

3 原処分に当たったの考え方について

文部科学省においては、本件対象文書の特定について不備はないため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年4月23日 審議
- ④ 同年5月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経

緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件は、「H27年度 自殺防止のために実施した施策及びその効果が記載されている文書」の開示を求めるものであるところ、平成27年度に文部科学省から各都道府県教育委員会に対して児童生徒の自殺予防を推進させるために発出した「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について（通知）」（文書1）及び「児童生徒及び学生の自殺予防について（通知）」（文書2）を特定した。

平成27年度に自殺防止のために文部科学省が実施したものは、本件対象文書の発出のみであり、本件対象文書には、具体的に児童生徒の自殺防止のための施策を実行するための内容が記載されているので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると考ええる。

なお、本件対象文書には、審査請求人が開示を求める「その効果」部分に係る記載はないが、平成27年度に自殺防止のための施策として具体的に実施したものは本件対象文書の発出のみであり、その効果に係る調査等も実施していない。

イ 念のため、児童生徒の自殺防止のための施策を所管している特定課において、本件対象文書の外に本件開示請求に該当するような文書がないか執務室及び書庫等を改めて探索したが、本件対象文書の外に該当する文書の存在は確認できなかった。

ウ 以上のことから、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は認められず、原処分は妥当であったと考える。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、諮問庁が本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとしていることは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

文書1 いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について（通知）

文書2 児童生徒及び学生の自殺予防について（通知）